

大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】

大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】（以下「取組編」という。）では、大田区持続可能な自治体経営実践戦略（以下「実践戦略」という。）で掲げる取組の柱に紐づいた具体的な取組項目について、区の方針性ととも、職員一人ひとりが日々の業務に取り組む上で持つべき考え方を「すべての部局が持つべき考え方」として示しています。

取組編の実施期間は3年間とし、大田区実施計画と合わせて毎年度更新することで、実践戦略の実効性を担保するとともに、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することにより、基本計画・実施計画の着実な推進につなげます。

1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化

取組の柱の方向性

【職員力に基づく組織力の向上】

- ◆ 職員一人ひとりを重要な資本と捉える人的資本経営の発想を取り入れ、職員が能力を最大限に発揮できるよう、エビデンスに基づく政策立案（E B P M*）能力の向上をはじめとした人材育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備し、質の高い区民サービスの提供に繋がります。

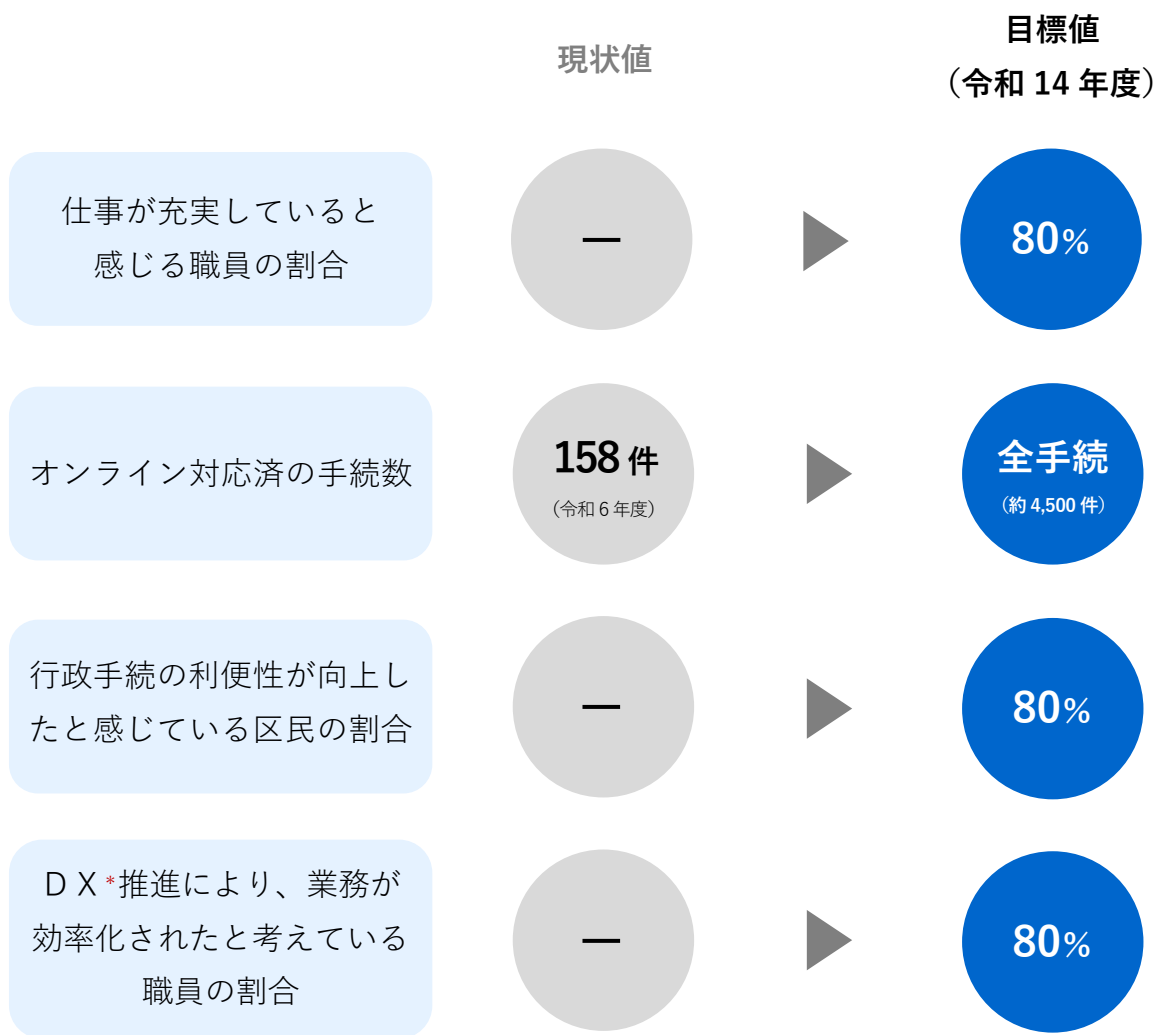
【業務の効率化】

- ◆ デジタルによる改革を軸とした「自治体D X*」を強力に推進します。
- ◆ 民間委託や外郭団体との連携など、アウトソーシング*手法を活用します。
- ◆ 「効果（アウトカム）」を重視した事業の検証・評価等により効果を最大化し、既存事業の統廃合を含めた事業の見直し・再構築を進めます。

取組により実現する姿

- ✓ 職員のウェルビーイング*が向上し、職員一人ひとりが主体的な挑戦を続けることで、持続的に組織力が向上しています。
- ✓ 庁内にD X*が浸透するとともに、事業の見直し・再構築が進み、業務の効率化が進んでいます。
- ✓ 従来の手続を簡略化・効率化することにより、「行かない、書かない、待たない、まわらない窓口」が実現し、区民サービスの満足度が向上しています。

実現度を測る指標



取組一覧

1 - 1	人材育成	1 - 7	行政評価
1 - 2	職員採用・配置	1 - 8	世論調査・区民意識調査
1 - 3	組織定数	1 - 9	アウトソーシング手法の活用と検証
1 - 4	職員の健康増進、職場環境の改善	1 - 10	内部統制の推進
1 - 5	自治体 D X の推進	1 - 11	危機管理と業務継続
1 - 6	E B P M の推進	1 - 12	窓口サービスの向上

●各取組ページの見方

1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化

1-1 人材育成

概要及び取組の方向性

当該取組の目的や概要・区としての取組の方向性を記載しています。

概要

- ✓ 人材育成の三本柱（自己啓発支援、職場研修（OJT）、職場外研修）を効果的に推進し、全体の奉仕者として区民に信頼され、かつ、新たな政策課題等に的確に対応できる職員を育成します。
- ✓ 組織の成果を最大化するための職場内マネジメントを推進し、職員の意識や意欲の向上を図ります。

取組の方向性

- ✓ 高度な知識や技術を有する職員を育成するため、自律的な学びと成長意欲の醸成を推進します。
- ✓ 職場の実態に合った実践的な能力を開発するため、主体的な職場研修（OJT）の実施を推進します。
- ✓ DX*推進などの新たな政策課題に対応できる職員を確保するため、政策立案能力の開発やデジタル人材の育成を促進します。
- ✓ 柔軟で多様な働き方を実現するため、主体的なキャリア形成に向けた取組を支援します。
- ✓ 職員の健康や就業環境を良好に保つため、メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修を実施します。
- ✓ 新しい仕事の進め方や新たな知識・技術の習得を促進するため、職員のリスクリング*を推進します。

主な所管課における取組

主な所管課における具体的な取組と年度別の実施内容を記載しています。

主な所管課における取組

①自律的な学びの推進と成長意欲の醸成（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
制度の見直し・制度周知、eラーニングシステムの導入検討等の体制の整備		

すべての部局が持つべき考え方

すべての部局が当該取組を進める上で持つべき考え方や具体的な実施内容を記載しています。

あわせて、当該取組に関連する計画等を、2次元バーコードとともに記載しています。

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 区民の目線に立って考え、区政を担うプロとして職務に励みます。
- ◆ お互いを支え合い、チームワークを生かして目標を達成します。
- ◆ 経営感覚を持ち、スピード感とコスト意識を重視して改革・改善につなげます。

具体的な実施内容

- ◆ 区民に寄り添い、幅広い視野で課題を捉え、区職員としての責任と自覚を持って職務に取り組みます。
- ◆ チーム一丸で目標達成につなげるため、職員一人ひとりが担い手となる職場研修（OJT）の実施計画を策定し、計画的に実施します。
- ◆ 従来手法にとらわれず、時代に即した政策の立案や業務改善を進める意識を持って取り組みます。

関連する計画等

- 大田区人材育成・確保基本方針



※ アスタリスク（*）付きの用語については、巻末に用語解説をまとめています

1-1 人材育成

概要

- ✓ 人材育成の三本柱（自己啓発支援、職場研修（OJT）、職場外研修）を効果的に推進し、全体の奉仕者として区民に信頼され、かつ、新たな政策課題等に的確に対応できる職員を育成します。
- ✓ 組織の成果を最大化するための職場内マネジメントを推進し、職員の意識や意欲の向上を図ります。

取組の方向性

- ✓ 高度な知識や技術を有する職員を育成するため、自律的な学びと成長意欲の醸成を推進します。
- ✓ 職場の実態に合った実践的な能力を開発するため、主体的な職場研修（OJT）の実施を推進します。
- ✓ DX*推進などの新たな政策課題に対応できる職員を確保するため、政策立案能力の開発やデジタル人材の育成を促進します。
- ✓ 柔軟で多様な働き方を実現するため、主体的なキャリア形成に向けた取組を支援します。
- ✓ 職員の健康や就業環境を良好に保つため、メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修を実施します。
- ✓ 新しい仕事の進め方や新たな知識・技術の習得を促進するため、職員のリスクリング*を推進します。

主な所管課における取組

①自律的な学びの推進と成長意欲の醸成（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
制度の見直し・制度周知、eラーニングシステムの導入検討等の体制の整備		

②主体的な職場研修（OJT）の推進（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各職場が直面する課題に応じた主体的な職場研修（OJT）の実施支援		

③政策立案能力の開発やデジタル人材の育成（人事課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
関係所管と連携調整、研修企画・運営・見直し		

④主体的なキャリア形成の支援（人事課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
大田区人材育成・確保基本方針に沿った研修の展開・制度の見直し	令和 7 年度の振り返りを踏まえた研修の企画・運営	

⑤メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修の実施（人事課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
大田区人材育成・確保基本方針に沿った研修の展開	令和 7 年度の振り返りを踏まえた研修の企画・運営	

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 区民の目線に立って考え、区政を担うプロとして職務に励みます。
- ◆ お互いを支え合い、チームワークを生かして目標を達成します。
- ◆ 経営感覚を持ち、スピード感とコスト意識を重視して改革・改善につなげます。

具体的な実施内容

- ◆ 区民に寄り添い、幅広い視野で課題を捉え、区職員としての責任と自覚を持って職務に取り組みます。
- ◆ チーム一丸で目標達成につなげるため、職員一人ひとりが担い手となる職場研修（OJT）の実施計画を策定し、計画的に実施します。
- ◆ 従来の手法にとらわれず、時代に即した政策の立案や業務改善を進める意識を持って取り組みます。

関連する計画等

- 大田区人材育成・確保基本方針



1-2 職員採用・配置

概要

- ✓ 生産年齢人口の減少に伴い、公務員全体の受験者数が減っている中、職員一人ひとりの能力を最大限に活かし、組織力を高めます。
- ✓ 有為な人材を確保するため、採用PR活動を戦略的に展開し、職員として働くことの魅力を広く発信します。
- ✓ 職員一人ひとりが、その能力を十分に発揮できるよう、個々の適性や能力を考慮しつつ、弾力的なジョブローテーションを実施することで、区民満足度の高い行政サービスを提供します。

取組の方向性

- ✓ 新たな採用方法（例：SPI（適性検査）を活用した採用）や多様な任用形態を調査・研究し、人材確保に努めます。
- ✓ ホームページやSNS*をはじめとするインターネットを活用した情報発信を積極的に進めるとともに、求職者のニーズを捉えた採用PR動画を作成し、発信します。
- ✓ 従来型の採用説明会にとどまることなく、民間転職市場への積極的なアプローチやオンライン説明会の実施などの採用PR活動を展開します。
- ✓ 就職活動前の学生や求職者に対して、職員として働く魅力を理解してもらうために職場見学を推進します。
- ✓ ベテラン・中堅職員の能力・経験の活用や若手職員のキャリア形成等を見据え、組織需要を踏まえた職員配置を実施します。

主な所管課における取組

①採用PR活動の展開（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニーズを捉えた採用PR動画の発信、民間転職市場へのアプローチ、職場見学の推進		

②新たな採用方法及び多様な任用形態の調査研究、活用（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
SPI（適性検査）を活用した採用、派遣・人事交流等の実施		
任用形態の調査研究	運用に向けた検討、実施	

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 今後、より一層人材確保競争が激しくなることが見込まれる中、公務の魅力を広く発信し、有為な人材の確保と定着を図るとともに、限られた人的資源の有効活用に取り組めます。
- ◆ 限られた人的資源を有効活用するためには、職員一人ひとりの適性や能力を見出し、それに応じた職務や研修の機会を提供することを通じ、職員が確かな成長実感を得られることが重要です。これにより、職員の能力を向上させ、業務の質と組織全体の生産性向上を図ります。
- ◆ 大田区の魅力を更に向上させ、有為な人材の確保及び定着を進めることにより、区民満足度の高い行政サービスを提供します。

関連する計画等

- 大田区人材育成・確保基本方針



1-3 組織定数

概要

- ✓ 毎年度、組織及び定数の見直しを実施し、最適化を図ることで、変化する社会状況に対応し、区のめざすべき将来像の実現に寄与します。

取組の方向性

【組織】

基本構想の将来像や方向性を踏まえつつ、現行組織の設置当初と比較した役割の変化や近年の社会情勢、世論調査の結果等を踏まえた組織整備を実施し、新陳代謝を促進します。

【定数】

業務改革等の徹底による人員の再配分を更に進めるとともに、突如発生する自然災害や健康危機など緊急的に人的資源が必要な場合に備えた冗長性を加味した人員を算定します。

主な所管課における取組

①組織（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画を踏まえた組織体制を運用		
	検証、必要に応じて見直し	

②定数（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画を踏まえた「職員定数基本計画」に基づいた定数管理 (令和10年度まで)		

1-4 職員の健康増進、職場環境の改善

概要

- ✓ 職員の「心の健康」を保つことは、良好な職場環境の保持・増進とともに、区がめざす良質な区民サービスの提供や区民から信頼される区政運営につながります。
- ✓ 職員一人ひとりが能力を最大限に発揮するため、職員自らが心の健康を理解しセルフケア*に取り組むとともに、活気ある職場環境づくりの実現をめざします。
- ✓ 休暇・休業制度を拡充し、職員のウェルビーイング*の実現に向けた環境整備を行います。

取組の方向性

- ✓ ストレスチェックの結果を活用し、職場におけるストレス要因の把握・分析と職場環境の改善に取り組みます。また、ハラスメントの防止及び相談体制の充実を図り、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりをめざします。
- ✓ メンタルヘルス不調による病気休職者が増加傾向にあることから、職員が「自らの健康は自ら守る」という意識を持てるよう、セルフケアを促進し、メンタルヘルス不調の予防を強化します。
- ✓ 管理監督者は、職員の日頃の変化を的確に把握するため、コミュニケーションを十分にとり、職員からの相談に応じます。また、人事課・健康管理スタッフと連携を図りながらラインケア*を進めて早期対応に取り組みます。
- ✓ 休職した職員が円滑に職場復帰し、就労継続ができるよう、計画的に職場復帰訓練を実施するとともに、再発防止に努めます。
- ✓ 休暇・休業制度を拡充し、職員が仕事と子育てや介護等の生活の両立を図れるように支援します。

主な所管課における取組

①一次予防（予防の強化）（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
ストレスチェックの分析結果を活用した、職場におけるストレス要因の把握と職場環境の改善		
高ストレス者や長時間労働者に対する産業医面談の実施		
セルフケア研修等の充実		

②二次予防（早期発見、早期対応、療養支援）（人事課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ラインケア*研修等の充実		
メンタルヘルス不調の恐れのある職員に対する健康相談、管理監督者への相談支援		
ハラスメントの防止と相談体制の充実		

③三次予防（職場復帰支援、再発防止）（人事課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
円滑な職場復帰支援と再発防止		

④休暇・休業制度の拡充（人事課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
休暇・休業制度を利用しやすい職場の雰囲気醸成、制度研究・調査		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 職員一人ひとりの能力を最大限に発揮するため、メンタルヘルスケアを計画的かつ継続的に行い、職員の心の健康づくりに取り組みます。
- ◆ 職員のウェルビーイング*を実現するため、職場のレイアウト、労働時間、業務量及び人間関係等の職場環境を改善し、活気ある職場環境づくりに取り組みます。

具体的な実施内容

- ◆ メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、セルフケア*の推進及び快適な職場環境づくりに向けた取組を強化します。（一次予防）
- ◆ メンタルヘルス不調者を早期に発見し、相談・治療等に適切につなげる仕組みをつくります。（二次予防）
- ◆ 円滑な復帰支援システムを構築し、再発防止を支援します。（三次予防）

関連する計画等

- 大田区職員の「心の健康づくり計画」
- 大田区人材育成・確保基本方針



（大田区職員の「心の健康づくり計画」）（大田区人材育成・確保基本方針）

1-5 自治体DX*の推進

概要

- ✓ 「区民ニーズに即した行政サービスの提供」及び「透明性・持続性を担保した組織運営」、「職員能力の最大化」を目的に、デジタルによるフロントヤード（区民サービス）とバックオフィス（事務処理）の改革を軸とした自治体DXを強力に推進します。

取組の方向性

- ✓ 組織力向上及び職員能力の最大化のためのDX*人材を育成します。
- ✓ 各部局における業務改善（BPR）に資する伴走型の支援を継続して実施します。
- ✓ システム更改を契機に文書決定や会計処理のフローを見直し、BPRを実施します。
- ✓ 「大田区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」及び施行規則を基に、各部局における規定の整備を行います。

主な所管課における取組

①DX人材の育成（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
育成方針整備	育成方針に基づくカリキュラム実施 ※適宜見直し	
職員のデジタルスキル診断（検討）	職員のデジタルスキル診断（実施・可視化）	

②各部局BPR支援（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各部局からの相談受付、伴走支援		
	業務のマニュアル化及びデータの蓄積	

③業務フローの見直し（文書管理・財務会計システム再構築）（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
業務フロー見直し 規則等改正検討	規則等改正	
新文書・財務システム サーバー構築	新システム稼働	

④オンライン申請の拡充（情報政策課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
オンライン申請可能な手続の拡充（優先度の高い 1,200 手続のオンライン化）		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ DX*推進におけるポイントは「D（デジタル）」ではなく「X（トランスフォーメーション）」、いわゆる変革であり、デジタルは手段でしかありません。業務を見直し、デジタルを用いてプロセスを効率化・省力化することが重要です。

具体的な実施内容

- ◆ デジタル技術の利活用やBPRに関し、各職員が研修の積極的な受講や身に付けた知識・スキルを部局内に展開できるよう、部局全体のDX推進をリードするDX人材の育成に取り組みます。
- ◆ 各部局が業務における課題を認識し、ノウハウ・知識の共有やデータベース化、情報政策課による伴走支援の積極的な活用をすることで、業務改革に取り組みます。
- ◆ 文書管理・財務会計システムの再構築の機会を捉えて業務フローの見直しを行うことで、業務効率化を図ります。
- ◆ 区民の利便性向上を図るため、計画的に行政手続のオンライン化を推進します。全庁的な目標として令和9年度までに優先度の高い1,200手続のオンライン化を達成し、令和12年度までには全手続をオンライン化するため主体的に取り組みます。

関連する計画等

- 大田区情報化推進指針
- 大田区 DX 推進計画



(大田区情報化推進指針)



(大田区 DX 推進計画)

1-6

E B P M*の推進

概要

- ✓ 政策の立案を、その場限りのエピソード（たまたま見聞きした事例や経験・勘）に頼るのではなく、目的を明確化した上で、エビデンス（合理的な根拠）に基づくものとする事で、効果的・効率的に政策運営を進めます。
- ✓ 政策プロセスの透明性を高め、区民への説明責任を果たすことで、信頼される区政を展開します。
- ✓ 人材や財源など限りある経営資源*を有効活用し、時代の変化に機動的かつ柔軟に対応する政策を推進します。

取組の方向性

- ✓ 政策効果の測定に重要な関連を持つ統計データや各部局が保有するデータなどを、部局・分野横断的に整理し、庁内のエビデンス収集・分析に関する環境を整備します。
- ✓ 他自治体や民間企業などのE B P M推進に寄与する取組状況を把握・研究した上で、先進事例を共有するとともに、実践事例を創出するなど、E B P Mを促す仕組みを導入します。
- ✓ 情報の利活用・分析、政策形成など、より実用的なE B P Mの考え方・手法に関する研修を実施します。

主な所管課における取組

① E B P M普及の仕組みづくり（企画課・情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内データの整理		
データ共有の仕組み検討		
他自治体の事例研究・庁内での実践事例創出		

②政策立案能力強化研修等の実施（人事課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
新任主任研修の悉皆化の振り返り 新設した E B P M * 研修の振り返り	令和 7 年度振り返りを踏まえた研修の企画・運営	
関係所管と連携調整、研修企画・運営・見直し		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 全庁横断的にデータを共有し、エビデンスとして有効活用していくことで、地域課題の解決に役立てます。
- ◆ 職員一人ひとりが E B P M の果たす役割や意味を理解した上で、予算事務をはじめとした様々な業務に取り組みます。

具体的な実施内容

- ◆ 政策立案の際は、指標・データ等のエビデンスに基づき、想定する目的と手段との因果関係をロジックモデル*で明らかにするなど、E B P M の視点から検証を行い、効果がある事業を重点的に推進します。
- ◆ 効果的なエビデンスを収集する方法について検討します。
- ◆ E B P M 研修を受講するなどして習得した内容を職場において共有・実践します。

1-7 行政評価

概要

- ✓ 最少の経費で最大の効果を挙げながら総合計画を着実に推進するため、客観的な行政評価を実施します。
- ✓ 施策の新陳代謝を促進することにより、経営資源*が限られる中においても社会経済状況や行政需要の変化に柔軟かつ的確に対応し、区民サービスを向上します。

取組の方向性

- ✓ 総合計画を着実に推進するため、施策評価及び事務事業評価の二階層による評価の仕組みを構築します。
- ✓ 評価結果を経営資源の配分に活用することで、総合計画の実効性を担保します。

主な所管課における取組

①仕組みの構築（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
施策・事業評価の仕組みの構築	施策・事業評価の仕組みの運用	

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 効果を重視する視点で行政評価に取り組み、効果を最大化するための経営資源の配分を行うことで、施策の新陳代謝を促進します。
- ◆ 指標の進行管理により効果が見える化し、総合計画を着実に推進していく原動力とします。
- ◆ 評価結果を公表することで区の説明責任を果たし、透明性や事業の質の向上につながります。

具体的な実施内容

- ◆ 施策評価では、指標及び目標値の達成状況の推移や成果の分析のほか、事業の貢献度分析や優先順位付けを行います。
- ◆ 事業評価では、必要性、有効性、効率性等の視点から検証・評価を行います。

1-8 世論調査・区民意識調査

概要

【世論調査】

区の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や施策立案の基礎資料とします。

【区民意識調査】

各種計画の進行管理や個別事業の効果検証・施策立案の基礎資料とします。

取組の方向性

- ✓ 区民満足度の高い区政運営につなげるための両調査の効果的な活用に向けた仕組みづくりを進めます。
- ✓ 基本計画と連動した設問となるよう精査します。
- ✓ 回答する区民に分かりやすい設問内容で、負担の少ない調査方法となるよう検討を重ねます。
- ✓ 調査結果が各施策・事務事業の評価・計画へ反映されているか等を把握分析するとともに活用状況を広く周知します。

主な所管課における取組

①効果的な活用に向けた仕組みづくり（企画課・広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
活用状況の調査・分析・周知		

②調査方法の検討（企画課・広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
調査方法の検討		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 調査の結果を予算編成や計画の進行管理、効果検証、計画の策定等に活用することで、より区民満足度が高い施策の実施につなげます。

具体的な実施内容

- ◆ 区の施策に資するために必要な設問を研究します。
- ◆ 得られた調査結果を既存の事業の改善や評価・検証及び今後の施策立案に活用します。
- ◆ より効果的・効率的な施策に深化させるために、複数の設問から得られた調査結果を分野横断的に考察します。

1-9 アウトソーシング*手法の活用と検証

概要

- ✓ 民間のノウハウを有効に活用し、多様化・複雑化する区民ニーズに効果的・効率的に対応することで、区民サービスの向上及びコスト縮減を進めます。

〈外郭団体等の連携・活用について〉

- ✓ 区を取り巻く環境が変化する中で、区の政策を実現する重要なパートナーである外郭団体等との連携をより一層強化し、限られた財源の中でも区民サービスの更なる向上を図ります。

取組の方向性

- ✓ 事業の実施主体・実施手法を適時見直すこと等によりアウトソーシング手法の更なる活用を検討し、適宜導入します。
- ✓ 指定管理者制度*導入施設における利用料金制の効果検証を実施し、区としての利用料金制導入の方向性を検討します。
- ✓ 多様なアウトソーシング手法を検討することで、民間の資金、経営能力、技術等の活用を図り効果的・効率的でより質の高い区民サービスの提供をめざします。

〈外郭団体等の連携・活用について〉

- ✓ 区の経営資源*の一つとして外郭団体等の連携・活用（業務委託、事業移管等）を検討します。
- ✓ 外郭団体等の事業の効果検証を行い、効果的・効率的な事業実施を推進します。

主な所管課における取組

① アウトソーシング手法の効果検証の仕組みづくりと検証の実施（企画課・所管課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証の仕組みづくりと検証の実施		

② 【外郭団体等】効果検証手法の見直しの検討（企画課・外郭団体等所管課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
検証手法の見直し検討	新たな手法による効果検証の実施	

③【指定管理者制度*】利用料金制導入の方向性明示（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証の仕組みづくりと検証の実施・方向性明示		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 限られた経営資源*を有効活用するため、事業評価等の際に、民間委託・指定管理者制度をはじめとしたアウトソーシング*手法の活用を検討し、適宜導入することで、事業改善を図ります。
- ◆ アウトソーシング手法の活用を検討する際には、区民サービス向上の視点に加え、職員の人材育成やスキル維持の視点も踏まえて適切な判断を行います。

具体的な実施内容

- ◆ 区が自ら行うべき業務とアウトソーシング手法の活用が適している業務を整理した上で、アウトソーシング指針に基づき、新規事業・既存事業問わずアウトソーシング手法の導入を検討します。
- ◆ PPP*／PFI*、公募設置管理制度（Park-PFI）*等の新しい手法の活用を積極的に検討し、民間企業の資金やノウハウを活かした質の高い区民サービスの提供につなげます。
- ◆ 外郭団体等の機動力や専門性等を活かし、業務の委託先や指定管理者等としての連携・活用を図ります。

関連する計画等

- 大田区アウトソーシング指針
- 大田区外郭団体等に関する基本方針



（大田区アウトソーシング指針）（大田区外郭団体等に関する基本方針）



1-10 内部統制の推進

概要

- ✓ 業務を適切かつ効率的に行えるようにリスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組みである内部統制の推進に取り組みます。

取組の方向性

- ✓ 効果的なリスク管理を実現するため、職場における内部統制推進体制を整備し、運用を進めます。
- ✓ 職員一人ひとりの内部統制に関する意識とスキル向上のため、適正な財務等事務執行の継続的な教育・啓発活動に取り組みます。
- ✓ 業務の効率性と正確性向上のため、ＩＣＴ*等の活用による業務プロセスの改革を推進します。

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 業務に潜在するリスクを特定し、これに対処するための体制を整えることで、組織として事務誤りの未然防止等、公正で、確実な事務事業を実施します。
- ◆ 内部統制は一度体制を整備すれば完了するものではなく、業務の進行や社会状況の変化に応じて改善を行う必要があります。

具体的な実施内容

- ◆ 各職場において、所属長の指揮のもと内部統制推進員（係長）を中心とし、自己点検チェックリスト等の活用により、リスクの状況を可視化し、共有することでリスク管理の徹底を図ります。
- ◆ 抽出したリスクに基づき、マニュアルや業務フロー等を見直し、日々の業務に反映させた上で、定期的に点検を行い、業務の適切な実施及び継続的な改善に取り組みます。
- ◆ ＩＣＴを導入・更新するに当たっては、事務誤り防止及び負担軽減にも配慮しながら、業務プロセスの見直しを行います。

関連する計画等

- 大田区内部統制取組方針



1-11 危機管理と業務継続

概要

- ✓ 優先して確保すべき通常業務とそれ以外の通常業務を特定しておくことで、災害時においても区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務の継続を担保し、迅速な生活再建と復興を実現します。

取組の方向性

- ✓ 想定される最大規模の災害に対応できる「新たな危機管理体制」を構築するとともに、業務継続計画（BCP）を改訂することで、非常時優先業務*を継続できる体制を整備し、「大田区地域防災計画」の実効性を担保します。
- ✓ BCPの改訂に当たっては、発災直後の応急対策業務に必要な人員数を具体的に算出することで、残余の人員をもって区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務を継続できる体制とします。
- ✓ BCPの改訂業務を通じ、職員の防災意識をより一層向上させ、「区民の生命、身体及び財産を災害から保護する」責務を果たすとともに、迅速な生活再建と復興を実現します。
- ✓ 災害の有無にかかわらず、業務システム停止時における業務継続計画（ICT-BCP）を明確化します。

主な所管課における取組

①新たな危機管理体制の構築（防災危機管理課）

令和7年度	令和8年度		令和9年度	
地域防災計画修正 規則類改正	訓練検証	適宜修正	訓練検証	適宜修正

②BCPの改訂（企画課・防災危機管理課）

令和7年度	令和8年度		令和9年度
応急対策 業務調整	応急業務 調整	優先通常 業務調整	BCP調整
訓練・BCP修正調整			

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 災害時に応急対策業務や生活再建業務に経営資源*を最優先で振り向け、BCPに基づき、業務の継続、縮小、停止を着実に行うことで、区民生活を維持し、迅速な復興を担保します。

具体的な実施内容

- ◆ 「新たな危機管理体制」の構築に関わる実証訓練等で得られた成果に基づき、応急対策業務に要する人的資源を明確化するとともに、区の責務である「区民の生命、身体及び財産を災害から保護する」意識の醸成に取り組みます。
- ◆ BCPに基づき、区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務と縮小・停止する業務の優先順位を整理します。
- ◆ 停電や通信・システム障害などで業務システムが利用できない状況下にあっても、区民サービスを継続するための代替手段・方法を具体化します。

関連する計画等

- 大田区業務継続計画（震災編）
- 大田区地域防災計画



（大田区業務継続計画（震災編））



（大田区地域防災計画）

1-12 窓口サービスの向上**概要**

- ✓ オンライン申請の普及に努め、窓口混雑の緩和を図るとともに、区民の利便性を向上します。
- ✓ 従来の手続を簡略化・効率化することにより「行かない、書かない、待たない、まわらない・迷わない窓口」を実現します。
- ✓ デジタル活用が困難な方にも、丁寧で分かりやすい窓口サービスの展開により「わかりやすい、使いやすい優しいおおた」をめざします。
- ✓ 必要なサービスを一度の手続で受けられる窓口体制を充実させます。

取組の方向性**1 行かない窓口**

- ✓ 区民が場所や時間を選ばずスマートフォンやパソコンから行政手続ができるよう、オンライン化を進めます。
- ✓ マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の普及・ぴったりサービスの拡充を図ります。

2 書かない窓口

- ✓ 申請書作成システム導入の効果検証を実施し、申請手続簡略化・省力化の推進を図ります。

3 待たない窓口

- ✓ 呼び出し状況を WEB 上で確認できる窓口発券機の展開を行います。
- ✓ 利用者が WEB から本庁舎及び各特別出張所の混雑状況を確認できるシステムを導入します。

4 まわらない・迷わない窓口

- ✓ めざす窓口サービスのあり方の方針・ロードマップを策定します。
- ✓ 部局横断的な総合窓口開設に向けたプロジェクトを立ち上げ、手法の検討・調整を行います。

5 職員のノウハウ・データの蓄積等

- ✓ 職員間の情報連携や、ノウハウ・知識を共有する仕組みを検討します。
- ✓ 配慮を必要としている方への対応が可能となる窓口環境の拡充を推進します。

主な所管課における取組

①行かない窓口（情報政策課、窓口所管課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
行政手続オンライン化の推進		

②書かない窓口（情報政策課、窓口所管課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
申請書作成システムの活用・効果検証		

③待たない窓口（窓口所管課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
WEB 連動窓口発券機の展開、普及		

④まわらない・迷わない窓口（企画課、窓口所管課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
庁内体制の構築 ロードマップの策定	全庁的な窓口体制の再編	

⑤職員のノウハウ・データの蓄積等（窓口所管課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
職員間のノウハウ・知識のとりまとめ データの蓄積方法の検討・構築		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 行政手続のオンライン化推進により、区民の利便性と行政事務の効率性の双方を向上させます。
- ◆ すべての窓口においてユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた、人にやさしい窓口を実現します。

具体的な実施内容

- ◆ 各種届出や申請、施設利用などあらゆる行政手続のオンライン化を強力に推進しながら、窓口業務においては多様な区民に対して配慮の行き届いた質の高いサービスを提供します。

関連する計画等

- 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針
アクションプラン Ver.3



2

多様な主体との連携・協働*の推進と戦略的な情報発信

取組の柱の方向性

【多様な主体との連携・協働の推進】

- ◆ 区民活動団体や民間企業等との連携・協働を更に推進し、複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を実現します。

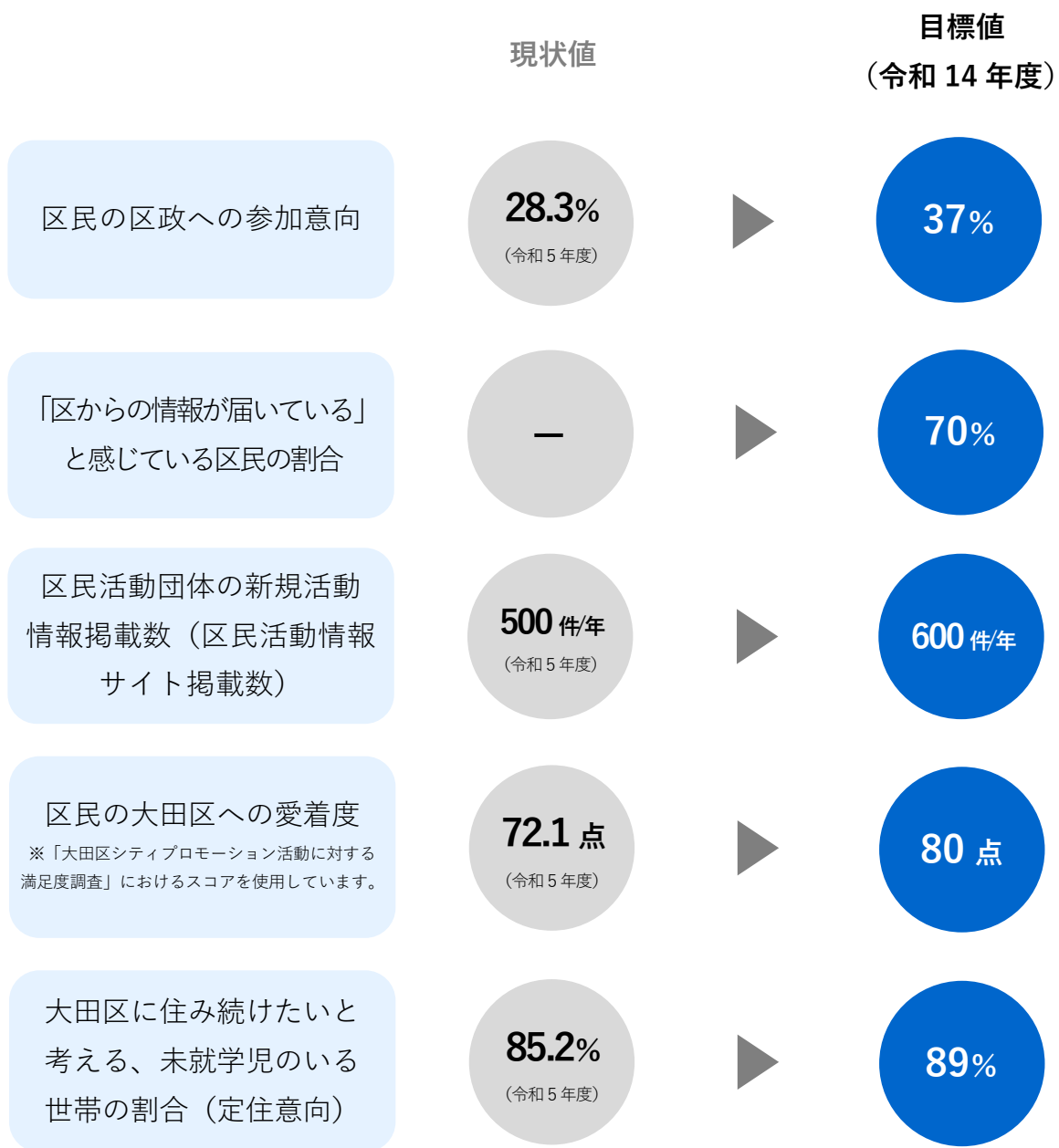
【戦略的な情報発信】

- ◆ 地域ブランディングを一新し、区内外にまちの魅力を発信する戦略的なシティプロモーション*を推進します。
- ◆ ホームページやSNS*など多様な媒体を活用し、様々な世代やターゲットに合わせた誰にでも伝わる情報発信に取り組みます。

取組により実現する姿

- ✓ 多様な主体それぞれが、自らの持つ特性や強みを活かし、連携・協働しながら、地域課題の解決と地域の活性化に向けて取り組んでいます。
- ✓ 様々な世代の人々が積極的にまちづくりに参加することで、満足度の高い区民サービスが提供されています。
- ✓ すべての区民に、区政に関する情報が等しく伝わっています。
- ✓ 区の多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なシティプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージが向上しています。
- ✓ 区民の大田区に対する愛着・誇りが育まれ、定住性が向上しています。

実現度を測る指標



取組一覧

2 - 1	区民協働
2 - 2	公民連携
2 - 3	区民参画
2 - 4	シティプロモーションに資する情報戦略

2 - 5	誰にでも伝わる情報発信
2 - 6	オープンデータ
2 - 7	経営状況報告

2-1 区民協働

概要

- ✓ 区民、区民活動団体（自治会・町会*、NPO*法人、任意団体等）、事業者及び区が、豊かな地域社会を築くという共通の目的を持って、互いの自主性や役割を尊重しつつ、それぞれが有する知識・技術等の資源を提供しあい、連携・協働*を推進して地域課題の解決に取り組みます。

取組の方向性

- ✓ 区民活動や連携・協働が活発に行われるよう必要な支援や環境整備に努めます。
- ✓ 職員が連携・協働の重要性を理解し、積極的に推進するよう啓発等に努めます。

主な所管課における取組

①区民協働推進会議の運営（地域力推進課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民協働推進に関する調査研究		

②区民活動支援施設における支援機能の充実（地域力推進課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
団体支援事業の整理・見直しと再構築	区民活動団体への支援の充実・団体や地域との連携強化	

③職員の協働理解促進（地域力推進課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
職員研修の内容検討と庁内掲示板活用による協働事業の好事例紹介など		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 活動の場の提供など、区民活動団体に必要な支援に努めます。
- ◆ 多様な主体と連携・協働^{*}して事業を実施するよう努めます。

具体的な実施内容

- ◆ 事業の実施に当たっては、「共催」や「事業協力」、「委託」、「補助」などの多様な手法により、区民活動団体等の専門性やネットワークを活かします。
- ◆ 区民活動団体等の事業に対して、「後援」名義使用の承認等を行い、信頼を高め、社会での認知度を増すことにつなげます。

関連する計画等

- 大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針



2-2 公民連携

概要

- ✓ 区民（地域）、民間企業等、行政（区）のそれぞれにメリットがある「三方良し」の公民連携を推進し、「質の高い行政サービスの提供」、「地域課題の解決」、「地域の活性化」を実現します。

取組の方向性

- ✓ 公民連携の活性化のための戦略的な庁内情報発信を行います。
- ✓ 効果的な連携を実現するため、部局のニーズと企業の強みとの適切なマッチングを推進します。
- ✓ 公民連携SDGsプラットフォーム*の発展に向け、参加企業等の拡充を進めます。
- ✓ 複数主体の協働*による新たな価値創造に向けた連携体制を構築します。

主な所管課における取組

① 庁内への情報発信を通じた公民連携の活性化（企画課）

令和7年度			令和8年度			令和9年度		
事例・意識調査	情報整理	情報発信	事例・意識調査	情報整理	情報発信	事例・意識調査	情報整理	情報発信

② 部局課題と民間企業等の提案やノウハウのマッチング（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
課題抽出・ヒアリング・データベース化	部局課題の民間企業等への提示・マッチング・効果検証	

③ 大田区公民連携SDGsプラットフォーム参画企業等の充実（企画課）

令和7年度		令和8年度	令和9年度
広報活動の展開	広報手法の効果検証	効果検証に基づく広報展開の見直し	広報活動の展開

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 「三方良し」の考え方を部局内に浸透させ、事業手法の検討の際には、公民連携を選択肢として常に意識します。

具体的な実施内容

- ◆ 新規事業の立案時から、行政と民間企業等の強みを活かした公民連携の可能性を積極的に検討し、最適な実施手法を選択します。
- ◆ 予算要求や事業評価の際などには、既存の直営・委託事業についても、公民連携による付加価値創出の機会として捉え直し、経営資源*の効果的な配分をめざします。

関連する計画等

- 大田区公民連携基本指針



2-3 区民参画

概要

- ✓ 各種計画の策定・改定の際には、区民の意見を聴取し、より区民に寄り添った計画づくりにつなげます。
- ✓ 広くあらゆる世代の区民からの意見を施策運営や業務見直し等の参考とすることで、より満足度の高い区民サービスを提供します。

取組の方向性

- ✓ あらゆる世代の区民から意見を幅広く収集するワークショップ等の取組を、より効果の高いものにするため、実施方法を適時見直します。
- ✓ アウトリーチ*型で意見を収集するなど、施策や計画の見直しの際に区民が積極的かつ容易に意見ができる方法の検討を進めます。
- ✓ 区政情報を区民に身近な情報として受け取ってもらうため、図表やイラスト等を活用した分かりやすい情報発信を行います。

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 区民への説明資料などに、事業の目的や解決すべき課題等を分かりやすく明示することで、区民が参画する機会を通じて意見を出しやすくなるよう努めます。

具体的な実施内容

- ◆ あらゆる世代の区民から意見やニーズをより効果的・効率的に収集する手法を検討します。
- ◆ 調査を実施する際には、区民ニーズをよりの確に把握できるような設問設計等の手法を検討します。
- ◆ 区政情報発信の際には、分かりやすい表現の検討や概要版の作成を行います。

主な所管課：広聴広報課

2-4 シティプロモーション*に資する情報戦略

概要

- ✓ 職員一人ひとりのシティプロモーションマインドを醸成し、広報スキルを向上させるとともに、庁内の広報・シティプロモーション体制を構築し、「大田区シティプロモーション戦略」及び「大田区シティプロモーション戦略アクションプラン」に基づき、戦略的・効果的な情報発信を行います。

取組の方向性

- ✓ 子育て世帯を中心とした区民にターゲットを絞り、より戦略性の高い方策を講じるとともに、副次的効果として、通勤・通学者や区と関係性のある方など区外在住者へも区の魅力が伝わることをめざします。
- ✓ 子育てに関する区の取組や余暇を楽しむための様々な情報に子育て世帯がアクセスできるよう、広報媒体活用のあり方を検討します。
- ✓ 産業、教育、文化アート、スポーツ等を通じてまちを活性化する新しい価値などを生み出す人や、インフルエンサーになり得る人との連携を強化します。
- ✓ 未来のまちづくりへの参画意識を醸成するために、新空港線*のまちづくりやSDGs未来都市*がめざす未来のまちの魅力の情報発信を強化します。
- ✓ 区外在住者へは、区の認知度・魅力度の向上に向け、庁内連携を強化して観光施策等の効果的な情報発信を行います。
- ✓ 職員のシティプロモーションマインドの醸成及びスキルの向上に取り組みます。

主な所管課における取組

①戦略・アクションプランの着実な推進（広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
戦略に基づくアクションプラン第1期の取組推進（令和10年度まで）		
年度ごとの 振り返り・分析	年度ごとの 振り返り・分析	年度ごとの 振り返り・分析

②戦略的・効果的な情報発信、職員の広報スキルの向上（広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内向けスキルアップの取組（研修等）		

③庁内の広報・シティプロモーション*体制の構築（広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各事業の情報共有体制の 始動・検討（庁内検討会議等）	各事業の情報共有体制の確立	

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 区民ニーズを捉え、区のイメージ向上に資する事業や地域資源の魅力発信に積極的に取り組みます。

具体的な実施内容

- ◆ 各広報媒体の特徴や利用者層に合わせた発信内容を検討し、文字情報だけでなくデザイン性を重視したイラストや図表を用いるなど、区の施策やまちの魅力が伝わる発信を行います。
- ◆ シティプロモーション戦略においては、子育て世帯をターゲットとしているため、事業の実施に当たっては、子育て世帯に対し魅力的なものになっているかという視点を持つとともに、必要な配慮を行います。

関連する計画等

- 大田区シティプロモーション戦略



2-5 誰にでも伝わる情報発信

概要

- ✓ 行政情報を発信する際には、多様な媒体や手段を活用し、区民の目線で理解しやすい工夫を施すことで、「誰にでも伝わる情報」として分かりやすく的確に届けます。
- ✓ SDGs 未来都市*として、SDGs の理念の一つである「誰一人取り残さない社会」の実現のため、行政情報をすべての区民に等しく届けます。

取組の方向性

- ✓ 区報やSNS*など多様な媒体を活用し、区民にとって分かりやすい「誰にでも伝わる情報発信」を行います。
- ✓ デジタルデバインド*対策を推進することで、年齢、障がいの有無、性別、国籍などにかかわらず、すべての区民に伝わる情報発信に努めます。

主な所管課における取組

①多様な媒体を活用した誰にでも伝わる情報発信（広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
誰にでも伝わる情報発信の意識付け・スキルの定着		実践と検証
	検証指標の検討	

②情報発信におけるデジタルデバインド対策の推進（広聴広報課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
情報発信手法の整理	庁内への周知・実践と検証	
職員の意識醸成		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を踏まえ、誰にでも伝わるよう多様な伝達手段を活用して情報を発信します。
- ◆ 職員一人ひとりが「誰にでも伝わる情報発信」のスキル向上に努め、広報担当部局と連携をとりながら、区民に的確に届くような分かりやすい情報発信に努めます。
- ◆ あらゆる局面で適時適切に「必要な情報を」「必要な区民へ」「戦略的に」伝えるために、日頃から積極的な情報発信を行います。

具体的な実施内容

- ◆ 区政情報を発信する際には、区報、ホームページ、公式 X、LINE など多様な媒体の活用を検討し、より区民に伝わりやすい手法を選択します。
- ◆ 多言語化、やさしい日本語を使用しての情報発信、障がいの特性に応じた情報発信など、誰にでも区政情報が適切に届くよう配慮します。

2-6 オープンデータ

概要

- ✓ 区が保有する公的情報をオープンデータとして公開することにより、区政の透明性・信頼性の向上はもとより、多様な主体によるデータ利活用の促進を図り、既存の区民サービスの高度化や地域課題の解決に資する新たなサービスの創出につなげます。

取組の方向性

- ✓ ユーザー（民間）との関係を強化し、どのようなデータが求められているかを把握することで、公開と利活用の好循環を生み出します。
- ✓ 利活用の推進を見据え、データの「量」だけではなく「質」を向上させます。
- ✓ 大量のデータを効率的かつ適切に管理し、安定的・継続的に提供します。
- ✓ オープンデータ公開の取組意義について、庁内の更なる理解促進と意識向上に努めます。

主な所管課における取組

①ニーズの把握・分析（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
東京データプラットフォーム（東京都が運営するオープンデータに関するWEBサイト等）や各所管との連携による、ニーズの把握、利活用事例の収集・分析		

②データ整備（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治体標準データセット等のデータクレンジング (データの表記の統一など、二次利用に適した形式への補正)		
	庁内全体のデータベースやデータ連携のあり方を検討	

③職員に対する啓発活動（情報政策課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
オープンデータの指針見直し	オープンデータ基礎研修開催	
庁内全体に向けて各取組について継続的に発信		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 区が保有する公的情報は、区民共有の財産であるとの認識に立ち、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開します。

具体的な実施内容

- ◆ 公開が可能なデータから順次オープンデータ化を進めます。
- ◆ データを公開する際には、可能な限り、CSV形式やExcel形式など機械判読可能かつ二次利用が容易な形式で公開します。
- ◆ 効率的なデータ公開のために、日々の業務でデータを作成する際には、機械判読に適したデータ形式でのファイル作成に努めます。

関連する計画等

- 大田区情報化推進指針
- 大田区 DX 推進計画



(大田区情報化推進指針)



(大田区 DX 推進計画)

2-7 経営状況報告

概要

- ✓ 区民に区の経営状況や活動状況を分かりやすく報告することで、財政の透明性を高めるとともに、自治体経営*についての区民の理解を深め、区政への参画意識の醸成を図ります。
- ✓ 区の経営状況や活動状況を踏まえて施策検討を進めることで、戦略的に施策を展開します。

取組の方向性

- ✓ 基本構想・基本計画及び実践戦略を踏まえ、OTA シティ・マネジメントレポート等において、区の経営方針等の内容充実を図ります。
- ✓ 区の財政データの公表に当たり、既存の財務会計システムの機能拡張により、情報公開の強化と職員の生産性向上を図ります。

主な所管課における取組

①年次財務報告書の充実（財政課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
基本計画・実践戦略を踏まえた内容の充実	I R * の視点も含め、財務書類の活用等による経営状況や活動状況のより分かりやすい公開について検討	

②予算等の財政状況のデータ公開（財政課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
財務会計システムに予算書の Excel 出力機能を追加し、区ホームページで公表	分かりやすい財政状況のデータ公開に向けた検討	

③各外郭団体の経営状況報告の充実（企画課・外郭団体所管課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
各外郭団体の経営状況報告書のより分かりやすい公開手法検討	区ホームページ等を活用し、経営状況報告書を公開	

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ OTA シティ・マネジメントレポート等を活用し、区の最新の経営状況・財政状況を常に意識することで、戦略的な施策展開に努めます。

具体的な実施内容

- ◆ 新たな施策を検討する際の基礎資料や、施策説明の根拠資料として、OTA シティ・マネジメントレポート及び各外郭団体の経営状況報告書を積極的に活用します。

取組の柱の方向性

【強靱な財政基盤の構築】

- ◆ 施策の新陳代謝に取り組み、財政の弾力性を確保します。
- ◆ 公共施設整備資金積立基金をはじめとした基金*残高の計画的な確保や、特別区債*の戦略的な活用などにより、財政対応力を堅持します。

【公共施設マネジメントの推進】

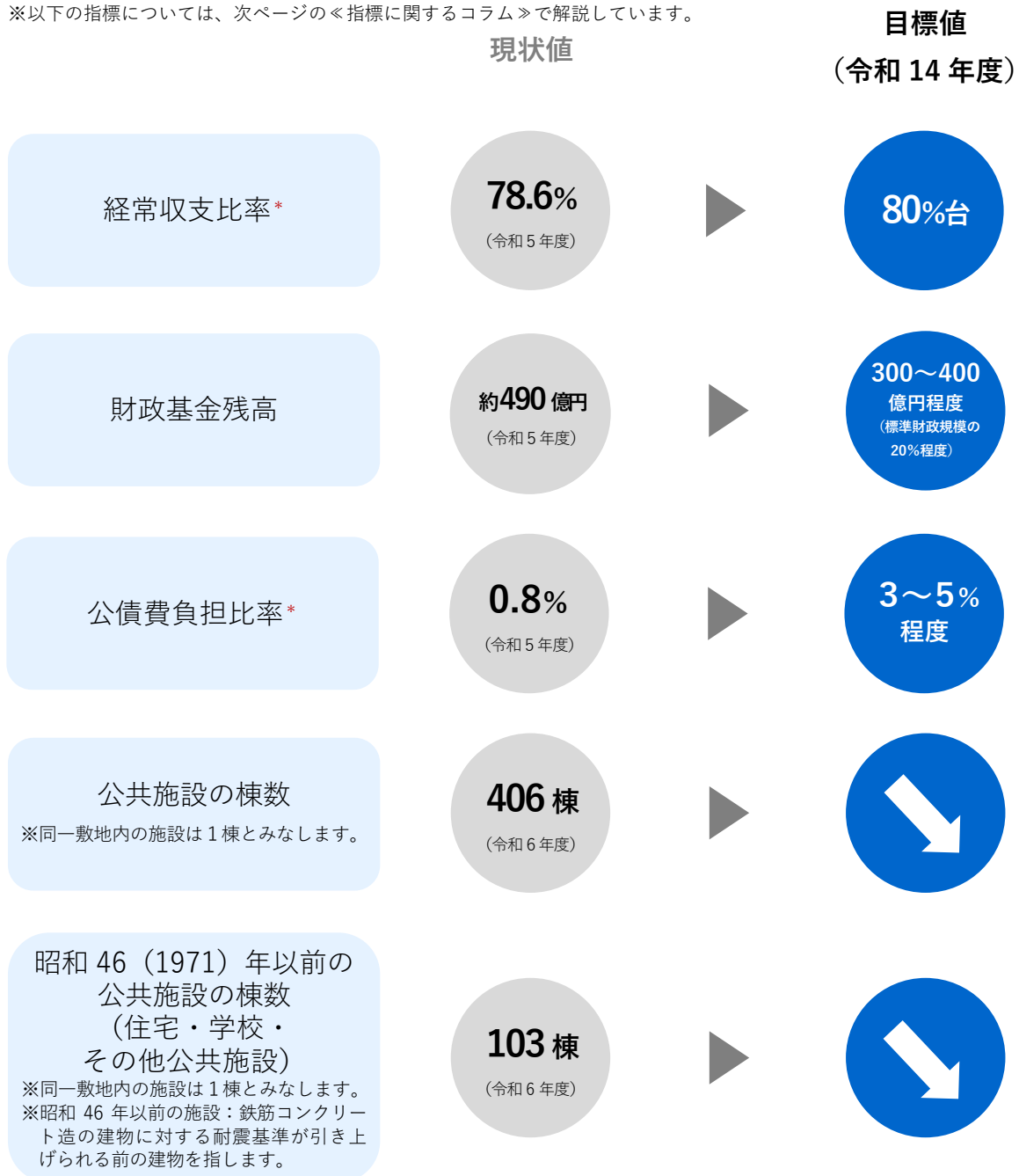
- ◆ 既存の施設のうち、躯体の健全性を確認した建物などは長寿命化改修を行い、維持管理・更新等に係るコストを縮減します。
- ◆ 公共施設や土地の有効活用に加え、複合化・多機能化の推進により、公共施設の適正配置を進めます。
- ◆ 多様な公民連携手法の活用により、区民サービスや利便性の一層の向上を図ります。

取組により実現する姿

- ✓ 財政負担の軽減や財源確保の取組により、安定的な財政運営が図られています。
- ✓ 自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要へ機動的に対応できる強靱な財政基盤が構築されています。
- ✓ 公共施設・都市インフラの強靱化や社会資本の整備といった未来への投資が着実に推進しています。
- ✓ 公共施設の適正配置が進み、計画的な維持管理と柔軟な施設活用がされています。
- ✓ 民間のアイデアやノウハウの活用により、施設利用者の利便性やサービスの質が向上しています。

実現度を測る指標

※以下の指標については、次ページの《指標に関するコラム》で解説しています。



取組一覧

3 - 1	基金運用
3 - 2	財源確保
3 - 3	受益者負担の適正化
3 - 4	債権管理の適正化
3 - 5	補助金の適正化

3 - 6	入札・契約
3 - 7	施設マネジメント・施設評価
3 - 8	環境負荷低減に配慮した事業活動
3 - 9	地方分権の推進

指標に関するコラム

経常収支比率*

人件費、扶助費*、公債費等のような容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標です。

経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していくことになります。経常収支比率が100%を超えるということは、安定的な収入が見込まれる経常一般財源では義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況を示していることになります。

今後も、経常収支比率改善に向けた取組を不断に行い、新たな財政需要にも柔軟に対応できる、強固で弾力的な財政基盤を築いていきます。

財政基金

経済事情の変動等による減収や突発的な財政需要に対応できるよう年度間の財源を調整し、長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的とする基金*です。

区は、これまでも計画的に基金の積立を行い、バブル経済の崩壊やリーマンショック*、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等による一般財源の減収局面においても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。今後も一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、計画的に基金残高を確保していきます。

公債費負担比率*

公債費に充当された一般財源等（特別区債*の元利償還金等の公債費に充当された一般財源等）が一般財源等の総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標です。

義務的経費である公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。

今後も急激な公債費負担の増とならないよう、特別区債を戦略的に活用していきます。

公共施設の棟数

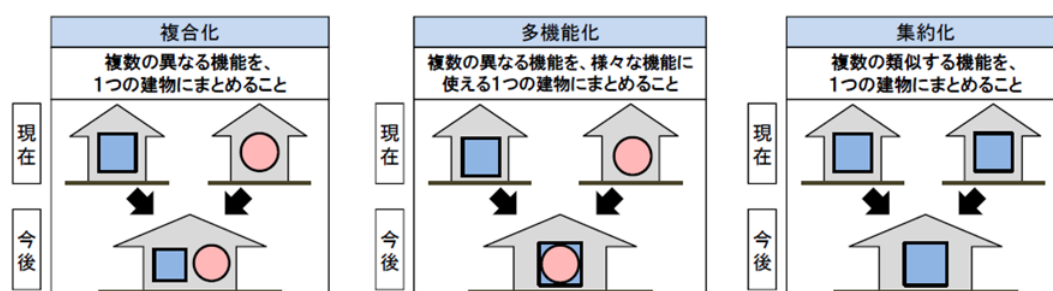
令和 6（2024）年度時点で、区の公共施設は、406 棟（倉庫など小規模な施設を除く。）あります。

区の人口推計では、当面の間、人口は増加で推移しますが、令和 24（2042）年ごろを境に減少していくことが見込まれるため、公共施設は将来の人口や財政規模に見合った規模・数量に見直していくことが必要となります。

老朽化施設の対応に際しては、施設の複合化、多機能化、集約化を図るなど、新たな行政需要への対応のほか、利便性の向上や効率的な維持管理を進めています。

引き続き、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の棟数、面積などの総量を抑制するとともに、ライフサイクルコスト*の削減を図ってまいります。

【複合化、多機能化、集約化の例】



「大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）」より

昭和 46（1971）年以前の公共施設の棟数

建築基準法は、昭和 25（1950）年の制定後、昭和 46（1971）年、昭和 56（1981）年、平成 12（2000）年に大きな改正が行われ、耐震基準が強化されてきました。

区の公共施設は、令和 6（2024）年度現在、建替えを計画しているものを除き耐震改修を終えています。このうち、昭和 46 年以前の建物は既に築 50 年以上経過しており、残りの使用年数を考慮すると改修の費用対効果が低くなります。そのため、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、原則として築 60 年で取り壊し、計画的に公共施設の更新を図ってまいります。

3-1 基金*運用

概要

- ✓ 年度間の財源の調整や様々な行政需要に対応するため、地方財政法等の趣旨に基づき効率的に資金を運用し、収益力を高め、安定的に自主財源を生み出す体制を強化します。

取組の方向性

- ✓ 確実かつ有利な方法で保管するとともに、支払準備金に支障のない限り、適時適正に預金等による運用の利益を図ります。
- ✓ 経済・金融の状況を踏まえ、先駆的な取組をしている他自治体が扱っている金融商品や運用手法等の調査・研究を継続し、効率的な運用を行います。
- ✓ 資金計画は、組織全体で将来の資金増減まで見通して作成し、資金の流動性を確保するとともに、確実かつ効率的な運用を図ります。
- ✓ 運用に関わる職員の経済や金融に関する知識を深め、継続かつ安定した運用のため、ノウハウを継承します。

主な所管課における取組

①効率的な運用（会計管理室）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
運用手法を調査・研究し、リスクに配慮し、流動性を確保した効率的な運用を実施		

②管理体制の強化（会計管理室）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公金管理運用委員会におけるチェック体制の充実		

③資金計画の立案（財政課、会計管理室）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
財政課と会計管理室の連携強化により資金計画を立案		

④運用に関わる職員の経済や金融に関する知識の向上（会計管理室）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
運用に関わる職員の経済や金融に関する知識の向上を図り、チームでの運用を開始		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 日頃から、社会・経済の情報に触れる習慣を持ち、積極的に経済や金融に関する知識や能力を身に付けるよう努めます。
- ◆ 事業等を企画・立案する際には、「経営」の意識を持ち、中長期的な財政収支の見通しを立てた事業スキームとするよう努めます。

関連する計画等

- 大田区公金管理運用方針



3-2 財源確保

概要

- ✓ 区の事業を確実かつ機動的に実行するとともに、強靱な財政基盤の構築に寄与する財源の確保に取り組みます。

取組の方向性

- ✓ 従来の財源確保手段にとらわれず、社会の変化を捉えながら、新たな考え方や手法を取り入れ、多様な財源を生み出します。
- ✓ 職員の財源確保に対する意識を醸成し、新たな財源確保手段を提案できるような仕組みを検討し、全庁を挙げた継続的な取組とします。
- ✓ それぞれの財源確保手段の費用対効果等を検証し、区としての考え方を整理します。

主な所管課における取組

①職員提案の仕組みの検討（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
他自治体の事例研究	具体的な仕組みの検討	職員提案の仕組みの運用

②財源確保策の導入効果の検証と考え方の整理（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証手法の検討及び検証		財源確保に関する考え方の整理

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 職員一人ひとりが、柔軟かつ多様な視点で新たな財源確保につながる取組を検討し、積極的な活用を図ります。

具体的な実施内容

- ◆ 国や都の補助金・交付金の積極的な活用
- ◆ 区が持つ財産（不動産・動産・物品等）の売却やリース
- ◆ E C サイト*等を活用した粗大ごみ等の売却
- ◆ ホームページ等を活用した広告の掲載
- ◆ 公共施設等のネーミングライツ（命名権）の売却
- ◆ 公共施設への太陽光発電設備の導入
- ◆ 指定管理者及び外郭団体の自主事業の強化
- ◆ ふるさと納税による財源流出の防止 など

3-3 受益者負担*の適正化

概要

- ✓ 公共施設の整備・管理運営等において、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保の観点から、施設を利用する方に一定の施設使用料の負担を求めています。
- ✓ 施設サービスコスト等を適切に使用料額などに反映し、受益者負担の適正化を図ります。
- ✓ 健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、負担の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を図ります。

取組の方向性

- ✓ 施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保するため、適切な使用料額等を設定します。
- ✓ 受益者負担の基本的な考え方については、負担均衡の原則、負担公平の原則、応能負担の原則及び政策反映の原則を徹底します。
- ✓ サービスの質の向上を図るため、施設運営経費の適正化を図り、歳出を削減するとともに、利用率向上の取組等により一層の歳入確保を進めます。
- ✓ 政策的減免については、施設の設置目的や利用目的等を鑑みた上で、更なる公平性を確保するため、統一的な基準を定めていきます。

主な所管課における取組

①施設使用料の見直し（企画課、財政課、各施設を所管する部局）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
原則4年ごとの施設使用料の見直し		

②利用促進・サービス向上（企画課、財政課、各施設を所管する部局）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
利用率向上に資する取組等の効果検証・実践（予算に反映）		

③統一的な減免基準の策定と効果検証の実施（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
統一的な減免基準の策定及び効果検証の仕組みの検討		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 施設を利用する人（受益者）と利用しない人との負担の公平性を確保することにより、行財政運営の改善に取り組みながら、施設サービスの質の維持・向上をめざします。

具体的な実施内容

- ◆ 施設運営経費等の適正化や施設の有効活用策の検討など、負担の公平性の確保と利用促進・サービス向上に資する取組を検討します。
- ◆ 物価等の変動などコストの変化を適切に使用料額等に反映するため、定期的・継続的な見直しを行います。
- ◆ 施設重視から機能重視に向けた施設整備を行い、施設の総量抑制につなげます。

関連する計画等

- 施設使用料の基本的な考え方（令和6年7月）
- 財政運営の基本方針



（施設使用料の基本的な考え方）



（財政運営の基本方針）

3-4 債権管理の適正化

概要

- ✓ 区民負担の公平性の担保と収入未済額の縮減による財源確保のため、区が保有する債権をより適正に管理し、収納率の向上を図ります。

取組の方向性

- ✓ 債権が発生した場合には、関係法令等を遵守し、督促や強制執行等を行い、適正な債権回収に取り組みます。
- ✓ 債権を発生させないため、納付義務者の利便性向上などの「滞納の未然防止」に寄与する取組を強化します。
- ✓ 債権の特性に応じた、より実効性のある債権管理マニュアルを整備し、事務処理の統一化とノウハウの蓄積・継承を図ります。
- ✓ 事務負担の軽減、事務の効率化、管理コスト（人件費、訴訟に関する経費等）の最適化のため、債権管理を一元化している自治体の研究や民間事業者の更なる活用など、より効果的・効率的な債権管理体制を検討します。

主な所管課における取組

①最適な債権管理体制の検討（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
他自治体の事例研究	区への適用可否検討	最適な体制での運用

②弁護士への依頼や債権放棄等の困難事例に関する手続の整理（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各部局の現状把握	具体的な手続の整理	統一的な運用の開始
他自治体の事例研究		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 区民の公平性を確保するため、地方自治法及び地方税法、「大田区債権の管理に関する条例」などの規定に基づき、督促、強制執行等を行い、適正に債権の回収を行います。
- ◆ 債権を発生させないための「滞納の未然防止」を大前提に考え、納付義務者の利便性向上や納付機会の拡大を図り、確実な納付につなげるよう努めます。
- ◆ 生活困窮や失業等を事由とする滞納などで困っている方々を支援するための相談体制の構築を推進します。

具体的な実施内容

- ◆ キャッシュレス*納付の拡充や口座振替の促進など、より納付義務者の行動を促す取組を検討します。
- ◆ 生活困窮や失業等を事由とする滞納などで困っている方々に対しては、関係機関等と連携して対応します。
- ◆ 債権の特性に応じた債権管理マニュアルを整備するとともに、弁護士への依頼や専門業者への委託など、より実効性のある債権回収手法を整理します。

3-5 補助金の適正化

概要

- ✓ 補助金の不正な申請及び不正な使用の防止、その他補助金に係る予算の執行並びに交付の決定の適正化を図ります。
- ✓ 定期的な検証・見直しを図り、より適正かつ効果的な補助金制度を構築します。

取組の方向性

- ✓ 新たな感染症の蔓延や物価高騰などの影響による社会経済状況の変化は著しく、区民ニーズの変化を踏まえた「選択と集中」を図るために、「大田区補助金適正化方針」の見直しを行います。
- ✓ 適正かつ効果的な補助金とするため、また財政の弾力性を確保するため、定期的な検証・見直し、施策の新陳代謝に取り組み、更なる補助金の適正化を図ります。
- ✓ 補助金は、その目的や必要性、評価について区の明確な方針の下に執行されることが重要ですが、国や都などの法律・条例等により規定されている補助金などがあり、交付規則や補助金適正化方針の適用になじまない補助金もあるため、適用除外の検討を行います。

主な所管課における取組

①補助金適正化方針の改正・実践（適用除外の整理を含む）（財政課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
方針の改正 適用除外の検討 効果検証の仕組みの検討	効果検証・実践 (予算編成のサイクルで実施)	

②補助金適正化方針に基づく取組の公表（財政課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
適正化方針に基づく 取組の整理	公表様式等の整理	公表

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 費用対効果が低くなった補助金や役割が薄れた補助金は適宜見直す一方で、新たに必要性が生じた補助金は、柔軟に創設を検討し、常に区民の福祉の向上を図るよう努めます。

具体的な実施内容

- ◆ 区の施策実現に対する補助金の寄与度を検証します。
- ◆ 地方自治法及び規則等で規定する「公益性」に加え、「有効性」「適格性」の視点を踏まえた適正な運用を行います。
- ◆ 補助金の目的・対象の類似や重複がある場合は、補助金の統合等によりその解消を図るとともに、区が独自に補助金を交付している場合は、その必要性や効果の検証を行います。
- ◆ 定期的な検証・見直しを行い、補助率や交付限度額等の適正化を図ります。
- ◆ 補助金の有効性を高めるとともに、長期化・固定化を防ぐため補助期間の終期設定を行います。

関連する計画等

- 大田区補助金適正化方針
- 財政運営の基本方針



(大田区補助金適正化方針)



(財政運営の基本方針)

3-6 入札・契約

概要

- ✓ 電子契約の導入をはじめとした入札・契約事務の効率化を図るとともに、多様な入札方法の導入を推進することで入札・契約の更なる適正化を図ります。

取組の方向性

- ✓ 事業者負担の軽減や事務の効率化のため、一連の入札・契約手続に要する事務を電子化します。
- ✓ 契約締結や支払までの期間を短縮するため、事業者と自治体間の取引に係る事務（見積、調達、契約、納品検査、請求等）を一元的に管理できるシステムを導入し、完全デジタル化を実現します。
- ✓ 価格以外の様々な評価を加えた最適な入札・契約方法の普及促進のため、事業等の性質に応じた多様な入札・契約方法の導入を検討します。

主な所管課における取組

①電子契約の導入（経理管財課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施方法の検討及び 電子契約導入時期の決定	電子契約の導入及び運用	

②多様な入札方法の導入（経理管財課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
事業担当課の課題及び ニーズの把握		
他自治体等の事例研究		
多様な入札方法の検討及び段階的な導入		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、機会均等の観点から一般競争入札を原則としますが、事業等の性質によっては、その他の入札方法も検討するなど、最適な契約手法を選択します。

具体的な実施内容

- ◆ 一般競争入札による契約を検討した上で、事業の内容や成果物の品質など、様々な要素を考慮する必要がある事業については、多様な入札・契約方法を検討し、必要に応じて経理管財課と協議を行います。

入札・契約手法の例

- プロポーザル方式
価格だけでなく入札参加者の提案内容や経験、過去の実績なども評価基準として業者を選定する方式です。価格、品質、技術力、実績など、様々な観点から評価が行われるため、事業等の性質に合った提案を選びやすい点でメリットがあります。
- 総合評価落札方式
価格と技術的な提案を総合的に評価して、業者を選定する方式です。価格のみではなく、技術や品質なども含めた観点で評価するため、より効率的で品質の高い成果物が期待できる点でメリットがあります。
- 技術提案競争方式
価格だけでなく技術的な提案等も評価基準として業者を選定する方式です。事業者の創意工夫が図られる点や品質の向上が図られる点でメリットがあります。

3-7 施設マネジメント・施設評価

概要

- ✓ 自治体経営*の視点から、施設を評価するとともに、区が保有する公共施設等の効率的な活用や民間事業者との連携を図ることで、総合的かつ計画的な管理・運営を推進します。

取組の方向性

- ✓ 適切な維持管理及び財政負担の平準化、施設の維持管理・更新費の抑制を図るため、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、「事後保全」から「計画的な保全」へ転換します。
- ✓ 施設重視から機能重視への転換を図るため、施設の複合化・多機能化、統廃合等による総量抑制も含め、幅広い視点からの検討を行います。
- ✓ 施設整備に伴う跡地や未利用地等については、新しい行政需要への対応や周辺施設を更新する際に活用するほか、貸付による歳入確保など、多角的な視点で活用策を検討します。
- ✓ 施設整備に当たっては、行財政運営の効率化を図るため、民間の柔軟なアイデア・ノウハウなど、公民連携手法の活用を検討します。
- ✓ 施設の利用実態等のデータから、適切に施設評価を行い、機能や規模の見直しを踏まえた施設整備を行います。

主な所管課における取組

①公共施設マネジメント*の推進（施設整備課、施設保全課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共施設利用に係る 区民利用調査	「大田区公共施設等総合 管理計画」の一部改訂	「大田区公共施設個別 施設計画」の一部改訂
「計画的な保全」の仕組み 検討・構築	「計画的な保全」の運用	
分散している各種情報の一元化・ 共有化に向けた課題整理	各種情報の一元化・共有化の検討	
	（仮称）施設マネジメントシステム導入に向けた検討	

②施設評価に向けた取組（施設を保有する部局、企画課、施設整備課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設利用に関するデータの 収集の仕組み検討	施設利用に関するデータの収集・分析による施設評価	

③公民連携事業の推進（施設を保有する部局、企画課、施設整備課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公民連携手法導入に向けた検討又は実施		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 施設の状況及び地域別の課題、行政課題、区民ニーズを把握し、施設の適正配置に努めます。

具体的な実施内容

- ◆ 施設の利用データ等を収集・分析し、施設のあり方を検討します。
- ◆ 新しい行政需要に対応する際には、施設整備の必要性や事業の効果など、幅広い視点からの検証や評価を実施した上で、統廃合を含めた最適な対応方法を検討します。
- ◆ 各事業・計画で発生した未利用地については、貸付、区民開放などの有効活用を積極的に図ります。
- ◆ 新たに公共施設等の整備や運営等の見直しを行う際は、公民連携手法の活用を検討します。

関連する計画等

- 大田区公共施設等総合管理計画
- 大田区営住宅等長寿命化計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 大田区学校施設個別施設計画
- 大田区公共施設個別施設計画
- 大田区公共施設改築・改修等中期プラン



（大田区公共施設等総合管理計画）

3-8 環境負荷低減に配慮した事業活動

概要

- ✓ 「大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）*」にて、区役所は2030年までのCO₂排出量51%削減（2013年度比）の目標を定めており、その達成に向けた取組を推進します。
- ✓ 区役所自らが率先して行動するとともに、その成果を広く区民や事業者と共有して、取組を牽引します。

取組の方向性

- ✓ 「脱炭素*化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針」に基づき、庁内の連携体制を構築し、公共施設へのZEB*基準導入を推進します。
- ✓ 費用負担も考慮した再生可能エネルギー*設備（太陽光発電など）の導入を推進するため、新築や改築に加えて、既存施設への設置手法についても検討します。
- ✓ 電力会社の需給状況について情報収集を行いながら、契約可能な施設への再生可能エネルギー電力導入を進めます。
- ✓ 庁内掲示板やグループウェアを活用し、温室効果ガス*削減や資源循環に関わる取組等の情報提供を行い、環境に対する職員の意識を醸成します。
- ✓ 全庁的な廃棄物削減・分別の検討及び実践を進めます。
- ✓ 電力使用量や廃棄量の見える化に向けた仕組みづくりを進めます。
- ✓ グリーン購入*の推進方法について検討します。

主な所管課における取組

①環境に配慮した施設整備・運用（環境政策課・施設整備課・施設保全課・各施設を所管する課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
ZEB化推進に向けた連携体制の構築・ZEB基準建築物の導入		
新築・改築や既存の建築物等への再エネ発電設備の導入		
再生可能エネルギー電力調達施設の拡大		

②廃棄物の削減・分別の体制構築・実践（環境政策課・ごみ減量推進課・各施設を所管する課）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
削減・分別に向けた様々な手法の検討		
削減・分別に関する 具体的な方策の効果検証	削減・分別の実践・拡大	

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 職員一人ひとりが環境に対する当事者意識を持ち、「自分ごと」として環境負荷低減に配慮した行動を実践します。
- ◆ 施設の整備や更新に当たっては、ランニングコストの低減にもつながる Z E B * 基準の導入に向け、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー * 設備の導入など、環境に配慮した施設整備を率先して進めます。

環境負荷低減に配慮した実践行動の例

- ◆ 会議室などの常時利用しない部屋の空調や照明はこまめに電源を切ります。
- ◆ ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを図ります。
- ◆ マイバッグ・マイボトルなどを使用してごみの発生抑制に努めます。

環境に配慮した施設整備の例

- ◆ 空調設備や給湯器などはエネルギー消費効率の高いものを導入します。
- ◆ 複層ガラスや二重サッシ、断熱性塗料や断熱材などを導入します。
- ◆ 設置可能な施設には太陽光発電設備等を導入します。

関連する計画等

- 大田区役所エコオフィス推進プラン（第 6 次）*



3-9 地方分権の推進

概要

- ✓ 国及び地方公共団体が、それぞれ分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ります。

取組の方向性

- ✓ 地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、引き続き特別区長会を通じ国に求めています。
- ✓ 地方分権改革に関する国への提案募集制度について、特別区長会とも歩調を合わせながら、区独自の提案も検討します。

主な所管課における取組

①要望（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別区長会を通じた国への要望活動		

②国への提案募集制度（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
地方分権に関する情報収集、国への提案募集制度への区独自提案の検討		

すべての部局が持つべき考え方

- ◆ 日々の業務を進める上で、国・都・区それぞれの役割分担を見直した方がより効果的・効率的な行政サービスにつながらないか等、常に改善する意識を持って業務を遂行するよう努めます。

具体的な実施内容

- ◆ 日々の課題意識を必要な時に意見として提案できるよう、組織として蓄積・継承していく仕組みづくりを検討します。